

元年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存在 存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R2. 2. 8	R2. 2. 21	東京オリンピックおよびパラリンピックにおいて、有償でその業務に携わる者に関して、①東京都と人材派遣会社等（たとえばバソナ）との間で結ばれた契約および契約に付随する仕様書ならびに打合せ記録、もしくは契約に基づき納入された成果物等の、②人材派遣会社等に対して東京都が行った指導もしくは監督または注意事項の提示等に関する、一切の書面および図面ならびに電磁的記録。ただし、本開示請求者にすでに開示された分をのぞく。	-			1												「東京オリンピックおよびパラリンピックにおいて、有償でその業務に携わる者」について、実施機関において募集を行っていないため、請求に係る文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部運営課
2	R2. 12. 30	R2. 2. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成2年度辰巳屋内水泳場(仮称)新築工事」の立面図、構造設計標準仕様、工事変更設計書、工事報告書、工事承諾書</li> <li>「平成29年度東京スタジアムほか2施設アスベスト調査委託」の報告書</li> <li>「東京辰巳国際水泳場(29)改修工事実施設計」の協議議事</li> </ul>	65	1				1	1	1								(2号)個人に関する情報であって、他の情報と照合することで特定の個人が識別することが可能なため。 (3号)法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があるため。 (4号)セキュリティに関する情報で、公にすることにより、テロ等の犯罪の実行を容易にし、施設利用者の安全を脅かすなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第二課